

一本松小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定

令和6年4月改訂

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する基本理念、目的と意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある（いじめ防止対策推進法第1条）。そこで、本校においては、児童の尊厳を保持する目的で、いじめの防止といじめ問題の克服に向けて学校、家庭、地域社会が一つになって解決にあたるために本基本方針を策定することとした。さらに、本基本方針に基づき、一本松小学校いじめ防止プログラムを作成し、取り組むこととした。

(2) いじめの禁止

いじめは絶対に行ってはならないものであって、本校の教育活動全般においてそのことを身に付けるための指導を行っていく。

(3) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（いじめ防止対策推進法第2条）。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

(1) いじめ防止の学級づくり

ア 互いの長所を認め合う温かくて何でも話し合える支持的な学級の風土づくりに努め、友人関係の円満化を図る。

イ 一人の悩みを学級みんなで共有し、共に解決を試みようとする温かい学級づくりを図る。

ウ 日頃から児童の学校生活・家庭生活について、個別面談や連絡帳の活用等を通じて、友人関係の把握に努め、児童のサインを見逃さないようにする。

エ 学級担任を始め、教職員間で自らのいじめ発見の感性が鈍っていないか、確認のための研修を行う。

オ 学級が集団として団結できる場面や学習の設定を工夫して、連帯感を高める。

(2) 生命を尊重する人権・同和教育の充実

ア 全教育活動を通じて生命尊重の心を育て、他者を思いやる心情を育成する。

イ 栽培や飼育活動の実体験を通して、生命の尊厳について実感させる。

ウ 相手の権利を大切にすると共生の心を育てる。

(3) 豊かな心を育てる道徳教育

ア 年間教育計画に沿って、感動と体験を重視した他者を思いやる心情を育む。

イ 他者の人生に学び、協力する意味について学ぶ機会を増やす。

(4) 豊かな体験活動の充実

ア 共感を呼ぶ自然体験等の体験学習を行い生命の大切さを実感させる。

イ 体験を通じた他者や社会、自然との直接的な関わりの中で、自他を大切に作る心、共に生きる心に気付かせるとともに、自信の獲得を行う。

(5) 児童の主体性や自発性を生かした活動の充実

ア 特別活動における学校行事で、児童の主体性を生かした年間活動を行う。

イ 異年齢集団における協働活動を設けて、児童間の交流の機会の工夫を行う。

(6) 授業改善

ア よく分かる授業の工夫改善を行い、共に学び合う雰囲気づくりに努める。

イ 班学習などの小集団学習を取り入れ、児童同士の学び合いを確保する。

ウ ユニバーサルデザインの授業づくりを目指す。

エ 一人一人の到達度を重視した指導の改善に取り組む。

(7) いじめ防止の相談体制の充実

ア 生徒指導主事を中心に、各学級でのいじめ状況の検討と指導の振り返りを月1回全教職員で開く。

イ 学級担任と保護者の連絡を密に行い、児童の悩み相談に応じ対応策を随時検討する。

ウ なかよしアンケートを学期始めと年度末の年4回、健康観察を活用した個別の生徒指導的な情報の収集を毎朝実施し、問題点の把握に努め、分析し対応策を立てる。

エ 定期的な相談活動を行う。

(8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策

ア インターネット使用上の情報モラルについての指導を計画的に行う。

イ 携帯電話の校内への持参は原則禁止する。

ウ 家庭での携帯電話やスマートフォン、パソコンの所持状況を把握し、ネット上のトラブルや危険について教職員の研修を充実する。

エ 情報教育について保護者や地域社会への啓発を行う。

(9) 特別支援教育と障がいのある児童への理解の向上

ア 障がいのある児童への理解向上を図るために、教職員の研修を深めるとともに、保護者、地域への啓発を行い、インクルーシブ教育のための環境づくりを行う。

イ 個別の指導計画を踏まえた具体的・協力的な指導と評価に努める。

(10) 教職員の研修

ア いじめ防止対策推進法の理解のための研修を学期ごとに行い、法的根拠を認識しながら生徒指導の実践に当たるよう、共通の基盤づくりを行う。

イ 児童との触れ合いを教職員から進んで行き、児童理解に努める。

ウ いじめの事例について検討し、起こった場合の迅速な対応の検討を行う。

エ 教職員の相談技能を高める研修を行う。

オ 事例を持ち寄って具体的な対応策等について研修を行う。

○ 教職員の言動がいじめを生む例

○ 些細な兆候を見逃して、いじめが大きくなった例

○ 教職員間の事実確認が十分でなかったことからいじめに発展した例など

カ 児童、保護者に信頼される教職員集団としての協働体制を作る。

3 いじめの早期発見のための対策

(1) いじめの態様

ア 言語的攻撃

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

イ 身体的攻撃

- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

ウ 社会的攻撃

- 仲間はずれ・集団による無視をされる。
- 金品をたかられる。

エ その他の攻撃

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

オ インターネット等による（学校外）場合

- パソコンや携帯電話、スマートフォンなどでの誹謗中傷や嫌なことをされる。

(2) いじめの早期発見のための校内体制

ア 報告・連絡・相談の体制を整え、情報の集約を図り、全教職員に周知徹底する。

イ 各学級を中心に教育相談体制を整える。

(3) いじめの早期発見のための研修

基本的に、いじめは大人が気づきにくい場所と判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、些細なサインを軽視することなくいじめを積極的に認知することが必要である。そのことを念頭に次のような研修に心掛ける。

ア いじめの基本的な考え方について、全教職員で共通理解を図る。

イ 本校における生徒指導上の諸問題についての研修を学期に2回以上行う。

ウ 児童を取り巻く今日の社会状況といじめの関連についての研修を深める。

エ 社会の変化と児童集団の変化について、今日の実体の研修を深める。

オ 児童間、教師と児童、児童と親等の信頼関係の構築についての研修を深める。

カ いじめを見逃さないためのサインの捉え方について研修を行う。

キ いじめの実態把握のための調査の在り方について研修を行う。

ク いじめ対応の失敗事例に学ぶ。

(4) 実態把握の手立て

ア 学級経営における児童のサインに注意する。

- 学級全体の雰囲気の変化を感じ取る。
- 児童の表情や言動の変化に注意する。
- 友人関係の濃淡に気を配り観察する。

イ 早期発見のために行う対策

- 観察、情報収集、検査等による客観的理解を行う。
- 指導記録を累積し、客観的な児童理解のための資料とする。
- 毎週の振り返りを大切にし、早期対応に努める。

ウ なかよしアンケートを通して、仲間関係について協議検討する。

- 学期1回のアンケートを実施して実態把握を行い、学校生活等の問題点について

て研究協議する。

エ 既存の「一本松小学校児童生徒をまもり育てる協議会」で地域での児童の様子を話し合い、学校外でのいじめ実態の把握に資する。

(5) いじめの未然防止のための対策～相談体制の拡充

ア 学級担任から児童への声掛けや触れ合う時間の確保に努めることで、仲間関係を把握する。

イ 道徳の授業を通じて、生命尊重や差別解消の人権教育を行い仲間集団づくりに努めるとともに、よく分かる授業を行う。

ウ 特別活動や自然体験学習等での体験活動を通して、協働や協力、いたわりの心を実感させ、相互の意思疎通がスムーズに行える土壌を培う。

エ 相互に意見が出せて、他者の悩みに共感し集団で解決しようとする力を養う。

オ 児童の居場所がある学級経営、学校経営を行う。

カ 児童が学級担任以外と相談できる風土づくりを行う。また、保護者が学級担任と話し合える相互信頼関係をつくる。

(6) 地域や家庭との連携

ア 家庭での親子等の話し合いや心の交流を目指すための呼び掛けや情報交換を行う。

イ 家庭で気になることがあれば、学級担任はじめ複数の教員と連絡が取れ合うような体制づくりをPTA等と協力し話し合って行う。

ウ 地域との連携を深めるために「児童生徒をまもり育てる協議会」を年1回開催する。

エ 悩み相談の諸機関の情報について保護者に伝え、相談窓口を増やしておく。

(7) インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

ア 児童の携帯電話やスマートフォン所持の実態を把握し、インターネットを通じて行われるいじめ防止のために、教科等の授業で情報モラルについて指導する。

イ ネット上のいじめを防ぐための管理を保護者に対して啓発し、インターネットへのアクセスがトラブルへの入り口であることの認識を持つようにする。

ウ 児童が家庭でメールをしているときの表情などからトラブルに巻き込まれてはいないか、小さな変化にも気付くように呼び掛ける。

エ 児童の安易な心理を知っておき、インターネットでどういうトラブルが起きるかを家庭・学校で学習できるようにする。

4 いじめに対する措置

(1) いじめの事実が起こった場合の報告・連絡

ア いじめの事実が確認されたときは学校長へ報告し、対策委員会での共通理解と校内での情報の共有化を図り、速やかに愛南町教育委員会に報告する。

イ 別紙「いじめ対応行動マニュアル」に沿って対応する。

(2) いじめの被害者・加害者等への対応

ア いじめられた児童への対応

- 事実確認と児童の心の安定を図る。
- 個人情報を守り解決の約束をする。
- 自信を高めるように声掛けをする。

イ いじめられた児童の保護者への対応

- 発生日に家庭訪問し、事実を伝え、学校の指導方針と今後の対応を協議する。
- 保護者の心情を察して共感的に事実を受け止める。
- 解決まで協力し合って取り組むことを伝えて、家庭での児童の様子の変化等について注意してもらい相談に乗るようにする。

ウ いじめた児童への対応

- いじめた気持ちやその背景について十分に聞き、指導する。
- 孤立の方向へ持っていかないで、いじめは許されないということを基に毅然と根気強く指導する中で、いじめられる側の気持ちを受け止めさせる。

エ いじめた児童の保護者への対応

- 正確に事実関係を伝え、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、相互によりよく解決できる方向を模索するよう思いを伝える。
- 「決していじめは許されない」ということを毅然と示し、事の重大さを知らせて家庭での指導をお願いする。
- 今後の児童への関わりについて、学校と家庭で共に考えていくとともに、具体的な助言に努める。

オ 周囲の児童に対して

- 傍観者から仲裁者への考えの転換を促す。
- 「決していじめは許されない」という意識を全校児童に持たせる。
- いじめを訴えることの勇氣ある行動を正しいことだと指導する。
- 事例等を基に、いじめ問題を自分のこととして考え解決について考えさせる。

(3) 出席停止

ア 指導の効果が十分上がらなくて、他の児童の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合は、出席停止の措置を含めた対応の検討を対策委員会で検討する。

イ あくまで学校の秩序を維持し、他の児童の教育を受ける権利を保障するという観点から設ける。

ウ 校長は、愛南町教育委員会と連絡を取り、出席停止の有無について情報交換や報告を迅速に行い、保護者へ出席停止を命ずるかどうかの判断を仰ぐ。

5 いじめ防止等のための組織の設置

- (1) 名称 一本松小学校いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 校長 教頭 生徒指導主事 教務主任 学級担任 養護教諭
- (3) 活動内容

ア 未然防止、早期発見、早期対応への取組

イ 生徒指導上の問題点についての解決

ウ いじめ発生時の対応 別紙「いじめ対応行動マニュアル」参照

エ 取組評価と対応策の改善

オ その他、各学級のいじめの実態についての把握と対応

6 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは (いじめ防止対策推進法第28条)

ア いじめにより一本松小学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- イ いじめにより一本松小学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- 年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

(2) 対応

- ア 校長は、迅速に愛南町教育委員会や愛南警察署等の関係機関へ報告し、教育委員会の指示の下で校長、教頭が主導して、対策委員会を中心に全校体制で事案の解決に当たる。
- イ 必要と認められる場合は、当事者同士の了解を得た上で、全ての保護者を対象に説明会を開き、必要に応じて文書等の配布や緊急の保護者会を持つ。
- ウ 場合によっては、報道機関への対応も考えられるので、対応窓口を一つにして誠実に対応する。
- エ 対策委員会が中心となって事実関係等の調査を行う。

7 年間行動プログラム

月	主 な 内 容
4	いじめ防止基本方針の確認、児童を見つめる会、第1回対策委員会、家庭訪問の充実
5	児童を見つめる会、定期教育相談
6	児童を見つめる会、なかよしアンケート、児童生徒をまもり育てる協議会
7	児童を見つめる会、個別懇談会、学校評価の実施
8	学校評価に関する考察、第2回対策委員会、教育相談に関する教職員研修
9	児童を見つめる会、定期教育相談
10	児童を見つめる会、生徒指導に関する教職員研修、校区別人権・同和教育懇談会
11	児童を見つめる会、なかよしアンケート
12	児童を見つめる会、第3回対策委員会、個別懇談会、学校評価の実施
1	児童を見つめる会、学校評価に関する考察
2	児童を見つめる会 なかよしアンケート、定期教育相談
3	児童を見つめる会、個別懇談会、第4回対策委員会

8 学校評価における留意事項

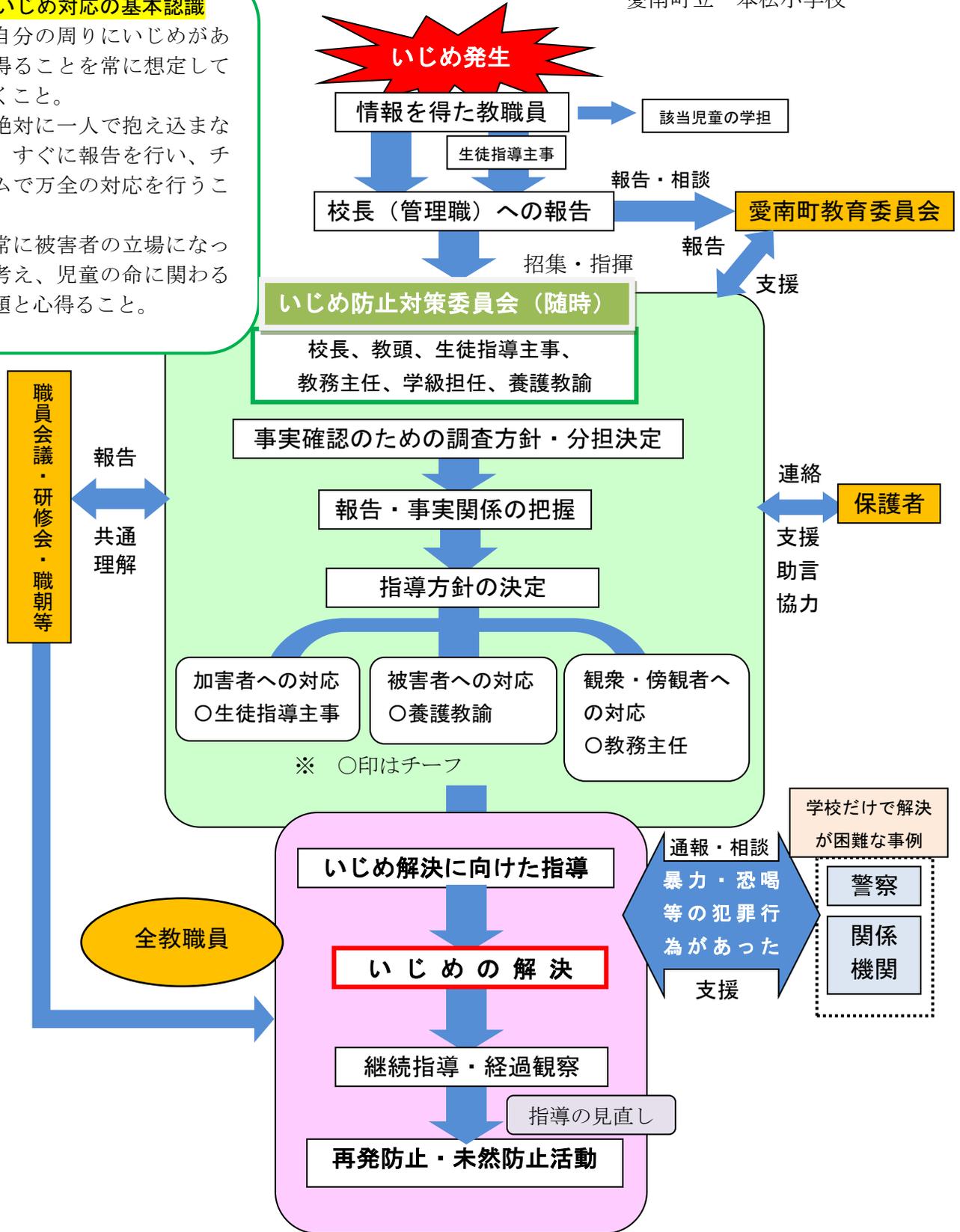
- (1) いじめ問題が起こったときには、いじめ問題を隠さず、事案に対して迅速かつ適切に解決の方向へ向かう形で対応ができているかに重点を置いて評価・反省し、改善を行っていく。
- (2) 未然防止に関しては、児童の友人関係の実態把握が正確に把握できているかどうかを踏まえた上で、児童の内面をよく理解し、一人一人が持つ問題について支持的風土を学級や学校に醸成できたかどうかを中心に、評価と対策の改善を図っていく。

いじめ対応行動マニュアル

愛南町立一本松小学校

いじめ対応の基本認識

- ◆自分の周りにいじめがあり得ることを常に想定しておくこと。
- ◆絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、チームで万全の対応を行うこと。
- ◆常に被害者の立場になって考え、児童の命に関わる問題と心得ること。



学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい）。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたづらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体の場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

注意しておきたい児童のサインです。気になる児童はいませんか。

<朝の会>

- 遅刻・欠席が増える。
- 始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- 登校時表情がさえず、うつむきがちである。
- 健康観察のとき、声が小さく元気がない。

<授業中>

- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 急に忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が乱れている。
- 周囲の児童に冷やかすようなざわつきが見られる。
- 頭痛・腹痛を訴え、保健室に行きたがる。
- グループ活動において孤立しがちである。
- テストの成績が急に下がり始める。
- 一人遅れて入室することがある。
- ※ふざけた質問や答えをする。テストを白紙で出す。

<休み時間>

- 教室や廊下に一人でいることが多い。
- 今まで一緒だった友達やグループから離れている。
- 用もないのに職員室や保健室に来る。
- 友達と一緒にいるときも表情が暗い。おどおどした様子である。
- そばを通る児童が大げさに避けて通る。ちょっかいをかける。

<給食時間>

- その子が配膳すると嫌がられる。
- 食べ物を多く盛り付けるなどの嫌がらせがある。
- 最近食欲がなく、一人で黙って食べている。

<清掃時間>

- その子の机や椅子だけが運ばれず放置されている。
- その子の机や椅子を蹴ったり、ほうきで叩いたりする。
- 人が嫌がる仕事ばかりしている。一人離れて掃除をしている。

<放課後・下校時>

- 急いで下校する。反対に、用もないのにいつまでも学校に残っている。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ※他の児童の持ち物をよく持たされている。

<その他>

- 靴や鞆、傘など、持ち物が汚されたり、紛失したりする。
- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- 衣服が汚れていたり、すり傷が見られたりする。
- カッターナイフなど、危険な物を所持している。
- ※印： 無理にやらされている可能性のあるもの

「子どもの様子がおかしい」と感じたら、慎重に確認してください。

<言動、態度、情緒>

- 家族に理由を明かさないうまま、急に友達が変わる。
- 感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動をとる。
- 家族に口答えするなど乱暴な口をきく。
- 表情が暗くなり、おどおどしてくる。
- 家族との会話を避けるようになり、部屋に閉じこもるようになる。
- 口数が少なくなり、学校や友達の話をしなくなる。
- いじめられている友人の話をするようになる。
- 自分の欠点だと感じていることを、話題にする。
- 特定の友人に対する強い憎しみを表現することがある。
- 家族の前では携帯電話に出なくなる。隠れてコソコソ電話を掛ける。
- 携帯電話を急に使わなくなる。
- 電話のベルに怯える様子が見られる。
- 無言等の不審な電話や、発信者の分からないメールがたびたび届く。
- 学校を休みたがる。遅刻や早退が増える。
- 友人に呼び出されるなど、振り回されているように感じる。
- 用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。
- 最近急に勉強しなくなり、無気力な感じがする。学習成績も下がりだしている。
- 「転校したい」「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。

<服装、身体>

- 衣服に汚れや破れが見られる。靴跡が残っている。
- 手足や顔等に傷やアザがある。鼻血の出たあとが認められる。
- 朝、腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。
- 朝、起きてこようとしなくなる。トイレからなかなか出てこない。
- 急に髪の色や髪型が変わった。
- 眠れないと言う。睡眠不足のように見える。
- 食欲が以前に比べ無くなったと感じる。体重の減少がうかがえる。

<持ち物、金品>

- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学用品などの所持品が無くなったり壊れたりする。
- 金遣いが荒くなる。使い道が不明瞭なお金や品物を要求する。
- 家族のお金や品物が無くなる。
- 自分の貯金をこっそり使っている。
- 自分が大切にしていた物や集めていた物を友達にあげる。

<その他>

- 親が留守のときに、友達がよく来るようになる。
- 今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- 誹謗中傷する嫌がらせの手紙やメモが見つかる。